

議会運営委員会会議録（令和2年5月1日）

出席委員 中川委員長 開田副委員長 青山委員 岩城委員 古沢委員 浦田委員
原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川副市長 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午前10時00分開会

【中川委員長】 これより、議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。青山委員、開田委員にお願いいたします。

日程第2 追加の議決事件についてを議題とします。

4月10日の議会運営委員会協議会において当局から説明を受けた令和2年度に策定・変更される計画5件、1、第5次総合計画、2、国土強靱化地域計画、3、公共施設等総合管理計画の個別施設計画、4、公営住宅等長寿命化計画、5、公共下水道事業計画について、追加の議決事件とするかどうかを当委員会協議会で協議を重ねた結果、令和2年度は、1、第5次総合計画について、基本構想（10年間）及び前期基本計画（5年間）を追加の議決事件としてはどうかということで、条例に基づいて当局と協議し決定することとしたいと思います。

なお、議決事件とする総合計画の途中経過の報告はもちろんのこと、他の計画については、議決事件とはしないものの、策定の途中経過も含め所管の委員会等で報告していただき、議会からの意見が反映できるようにしていただきたいということを申し添えたいと思います。

それでは、追加の議決事件について当局の見解を求めます。

【石川副市長】 今ほど委員長から申入れのありました第5次総合計画の基本構想、それと前期計画ということにつきましては、当局は異論はございません。

ただ、一言申し添えておきますけれども、議会改革検討委員会のときに私も出ておりまして、地方自治法の改正で総合計画の基本構想が地方自治法の中にあったわけでありす

けども、平成23年、地方主権という考え方の中で、各自治体が独自に必要性に応じて基本構想について定める、そういう中で、議会改革検討委員会が何回も開かれ、そのとき、古沢委員、それから今の中川委員長の中でまとめられたわけでありまして、そういう中で、そのときに私も出ておりまして、総合計画と市全般がどういうふうに向かっていくかと、そういうことについては、議会とも当然協議が必要でありますし、それは議決ということまでしていこうと、そういうような話になったかと思っておりますので、私が危惧するのは、だんだん組織が変わってくると、全てのいろんな計画は議決が要るというような話になってくると、そこら辺がなかなか、スムーズなスピード感あるいろんな事務執行というのに少し課題も出てくるのかなと、そういうふうな思いもありますので、言わずもがなのことを私、申し上げましたけれども、またよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの見解について何か質疑はございますか。

【古沢委員】 言わずもがなと副市長は今おっしゃったとおりで、あのときの協議でも、基本構想と総合計画については異存はないとおっしゃって、その他の計画については、さっきおっしゃったようなことを言われたわけですが、だからこそ、議会と当局と協議をして決めていきたいと思いますというようなことになっているので、副市長が心配されるように、双方がメンバーが替わったら、そうした、何というか、確認事項が、別に文書になっているわけではないので、なし崩しになっていくのではないかという心配をしておられるんだろーと思っておりますけども、それはそういう協議があった上でああいう条文になったということは議会側も当然認識をしていますので、これも言わずもがなですけれども、その当時の立場上、私も確認をしたつもりでありますから、申し添えておきます。

以上です。

【石川副市長】 そのとおりです。ありがとうございます。

【中川委員長】 それでは、ほかに委員の方で質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないようでありますので、令和2年度は第5次総合計画について、基本構想（10年間）及び前期基本計画（5年間）を追加の議決事件とすることと決定します。

なお、議決事件とする総合計画の途中経過の報告はもちろんのこと、他の計画については、議決事件とはしないものの、策定の途中経過も含め、所管の委員会等で報告をしていただき、議会からの意見が反映できるように配慮をお願いいたします。

このことについては、後ほど文書で通知することといたします。

次に、日程第3 令和2年第2回滑川市議会臨時会提出案件について当局の説明を求めます。

【奥村財政課主幹】 おはようございます。

令和2年の第2回滑川市議会臨時会の提出案件についてご説明を申し上げます。

議案一覧表のほうをご覧ください。

まず補正予算関係で、議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）、それからその他案件といたしまして、議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてということで、専決第2号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第6号）と専決第3号 市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。引き続き、私のほうから補正予算案の概要について説明を申し上げます。

両面のほうの一覧表をご覧ください。

まず、議案第23号 令和2年度の一般会計5月補正予算（第1号）となります。

今回の補正額につきましては34億2,862万9,000円でございます。全額国庫支出金で対応するものでございます。補正後の一般会計の総額につきましては、155億5,918万9,000円となるものでございます。

各費目別に申し上げます。

まず2款総務費でございます。特別定額給付金給付事業費ということで33億5,262万9,000円となります。昨日、国のほうで国の補正予算が通りましたが、市民1人当たり10万円ずつの給付金を給付する事業でございます。人数といたしましては、3万3,200人を基礎として数字を積み上げております。残った部分については、各システム改修費、郵送費等の事務費でございます。

続きまして、3款民生費でございます。子育て世代臨時特別給付金給付事業費ということで、5,400万円です。6月中旬に児童手当を子ども1人当たり1万円ずつ支給するものでございます。対象児童につきましては4,600人を想定して計上しております。残る部分については、システム改修費などの事務費となっております。

それから、7款商工費のほうです。感染症拡大防止協力金ということで2,200万円でございます。こちらのほうは、4月22日に県のほうで県の休業要請等をされたかと思えます。県の休業要請に応じられた事業者の方への協力事業の委託金となります。事業所といたしまして、全体で188ぐらいはあるのではないかとこのふうに見込んでおるものでござい

す。補正額全体といたしまして、34億2,862万9,000円となっているものでございます。

それから、裏面のほうをお願いいたします。

議案第24号 令和元年度の最終専決補正予算（第6号）の概要でございます。今回の補正額につきましては1億2,597万9,000円でございます。今回の補正に伴いまして、使用いたします一般財源につきましては、備考欄に書いてありますとおり、固定資産税で8,151万円、特別交付税で6,539万9,000円、それから臨時財政対策債を930万円減額するものでございます。補正後の一般会計の総額といたしましては、137億1,995万5,000円となるものでございます。

費目別に内容を申し上げます。

まず2款総務費でございますが、財政調整基金の積立金といたしまして、4,017万円でございます。積立て後、令和元年度末の見込みといたしましては、21億578万9,000円となる見込みでございます。

それから、減債基金積立金です。3,560万9,000円でございます。令和元年度末の見込みとしまして、4億4,153万7,000円となる見込みでございます。

それから、文化会館建設基金積立金5,000万円でございます。積立て後の額につきましては、10億212万7,000円となる見込みでございます。

2款合計で1億2,577万9,000円の補正となります。

それから、3款民生費のほうでは、福祉のまちづくり事業基金積立金20万円です。個人の方4名、それから法人格を持たれた方、1団体ですけれども、1団体のほうから寄附を頂きまして、それを積み立てるものでございます。

それから、8款土木費でございます。こちらのほうからは、全て起債の確定に伴う財源更正でございます。

まず、高月加島町線等消雪施設整備費ということで、補正額はゼロでございますが、地方債を220万円減額するものでございます。事業の確定に伴いまして、起債を減らし財源更正を行うものでございます。

同じく、有金上島線道路改良事業費については、750万円の起債を減額するものでございます。

8款合計としましては、補正額はゼロですが、起債を970万円減額いたします。

それから、9款消防費でございます。

消防施設整備事業費ということで、こちらも起債の確定に伴います財源更正230万円の

減額です。救急車を昨年度導入させていただきましたが、その起債の額が確定したということで財源更正を行うものでございます。

全体といたしまして、1億2,597万9,000円の補正額となっております。

今ほど申し上げました地方債の補正として、変更が3件ございます。

道路橋梁事業ということで、補正前8,380万円を970万円減額いたしまして7,410万円に、それから消防施設整備事業につきましては3,400万円を230万円減額いたしまして3,170万円に、それから臨時財政対策債は当初予算で4億5,000万円見ておりましたが、4億4,070万円に、930万円減額するものでございます。

私からは以上でございます。

【櫻井総務課主幹】 おはようございます。

それでは、私からは、その他案件の専決第3号 滑川市税条例等の一部を改正する条例の専決についてをご説明いたします。

滑川市税条例等の一部を改正する条例の制定ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布されたこともあり、この条例において引用している部分について改正するものであります。

主な改正内容ですが、個人市民税につきましては、未婚の独り親に対する税制上の措置の見直し、寡婦控除の見直しであります。

これまで、同じ独り親であっても、離婚や死別であれば寡婦控除が適用されるものであったのに対し、未婚の場合は適用されないものであります。

また、同じ寡婦控除でも、男女の性別で控除額が違うなど扱いが異なっていたものですが、今回の改正では、全ての独り親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別に関わらず、独り親に対する非課税措置を規定するほか、独り親に対する所得控除を規定するなど見直しを行うものでございます。

続きまして、固定資産税につきましては、使用者を所有者とみなすことができる規定の追加、現所有者に必要な事項を申告させる規定の追加であります。

所有者不明土地などに係る固定資産税の課税上の課題に対応するために、所有者の調査を尽くしてもなお所有者の存在が明らかとならない場合において、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税を賦課することができる規定を追加するほか、土地や家屋について、登記簿などの所有者さんが死亡されている場合、現に使用している者、相続人さんなどに対して、氏名や住所等の固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させ

ることができる規定を新たに追加するものであります。

改正する条例としましては、滑川市税条例第1条及び第2条と滑川市税条例等の一部を改正する条例の第3条であります。

施行期日は、一部の規定を除きまして令和2年4月1日であります。

以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの説明について何か質疑ありますか。

【古沢委員】 中身についてはここではお尋ねしませんが、1つだけ確認です。この5月補正は、先ほど説明があったとおり、全額国からの補助金ということでした。今回の5月補正では、独自財源による独自施策というのは含まれていないということで理解してよろしいですね。

【奥村財政課主幹】 そのとおりでございます。

【中川委員長】 ほかにございますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 ないようでありますので、当局の皆さんにはご苦労さまでございました。

(当局退室)

【中川委員長】 次に、日程第4 第2回臨時会の会議日程案についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【藤名局長】 お手元にお配りしてございます日程案をご覧ください。

まず、会期につきましては5月8日金曜日の1日とします。

当日は、欄外の下に記載してございますが、午前9時から全員協議会、そして終了後に引き続き定例議員協議会を開催いたします。本会議は午前10時開会とします。

次に、議事の流れについて申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

日程第3、議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）について及び日程第4、議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて市長から提案理由の説明を受けた後に暫時休憩し、直ちに全体委員会を開き補足説明を受けます。

その後、本会議を再開し、日程第5、総務文教消防委員会と産業厚生建設委員会へ議案

の委員会付託を行い、暫時休憩といたします。

委員会は大会議室において、まず総務文教消防委員会、終了後に産業厚生建設委員会を開催します。両委員会とも大会議室を使用します。

総務文教消防委員会終了後に産業厚生建設委員会の準備を行いますので、速やかに控室等に退席されますよう、ご協力をお願いいたします。

両常任委員会が終了した後、本会議を開きます。

日程第6、両常任委員長から委員長報告があります。委員長の報告に対して質疑を行い、質疑がなければ質疑を終結し、討論、採決を行います。

最後に市長から閉会の挨拶があり、臨時会を閉会いたします。

以上であります。

【中川委員長】 ただいまの説明について、委員の皆さんから何か質問はありますか。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 では、次に、日程第5 その他に入ります。

まず、委員の皆さんから何かありますか。

【岩城委員】 令和2年度の議決事件の先ほどの案件やけども、最初、この1番目の第5次の総合計画に関しては議決事件ということで当局もオーケーということなんですが、その他は所轄の担当委員会ということになっておりますが、3番目の公共施設等総合管理、これに関しては、特別委員会があるもんだから、そこへの報告でどうかと思うんですが、どうかなという話です。マネジメント、特別委員会があるものだから、そこへの報告でお願いできればという思いでおります。

【古沢委員】 全員やったけ。

【青山委員】 全員じゃなかったです。

【開田副委員長】 全員だったっけ。

【岩城委員】 これは全員だ。

【中川委員長】 全員やったと思う。

【青山委員】 全員になりましたか。

【開田副委員長】 ならそれでいいがでないかな。

【青山委員】 ならよかったです。

【岩城委員】 これは全員であると思うので。

【中川委員長】 分かりました。じゃ、そういう方向でいいですね。

【開田副委員長】 特別委員会もあるから議決もいいよねという話もしとったけど。

【中川委員長】 じゃ、そういうがにします。お願いします。

ほかにはないですね。

【原議長】 ほかにないようであれば、私のほうからちょっとお願いしたいと思います。

クールビズを例年どおり実施したいと考えております。当局については、5月11日から9月30日までクールビズを実施されるということでございます。議会におきましても、当局に合わせて、5月11日から9月30日までしていきたいと思っておりますので、定例会、それから定例協等につきましても、例年と同様にクールビズを実施していきたいと思っておりますので、お諮り、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それともう1点、6月定例会における新型コロナウイルス感染症防止対策につきまして、お手元に配付してある資料のとおり実施していきたいと思ひますので、事務局のほうから説明していただきますが、併せてまた皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

【藤名局長】 お配りしてございます6月定例会における滑川市議会新型コロナウイルス感染症防止対策についてをお願ひいたします。

5つの項目がございます。まず1点目ですが、執行部の説明員は必要最小とすることとしたいと思ひます。これは常任委員会も含めてそのように、これは当局のほうへ申入れしたいというふうと思ひます。

それから、2番目につきましては、代表質問、一般質問の際には、1人終了するごとに休憩し、議場の換気及びマイクや質問者席の消毒を行います。

それと、1に関連いたしまして、執行部の説明員を最少にする関係で、執行部の答弁者も、休憩時間中にその都度入替えを行うことも可能とするということにしたいと思ひます。

3つ目としまして、議場等ではマスク着用を義務づけ、着用のまま発言するものとしたいと思ひます。

それから4つ目、会期中ですが、議員には各自で検温等をしていただきまして、37度5分以上の発熱がある場合は出席を見合わせていただくようにしていただきたいと思ひます。

それから5つ目として、傍聴者の関係ですが、傍聴者には体調がすぐれない場合の入場はご遠慮していただくとともに、間隔を空けて座っていただくように呼びかけを行います。

以上5つの項目について実施していきたいというふうと思ひます。

ただ、1と2番につきましては、当局のほうの協力も仰がなければいけませんので、ど

ここまで出席者を絞れるかは未定でございますが、この趣旨を申入れしたいというふうに思っております。

なお、5月8日の臨時会につきましては、1番の関係は、臨時会ですので、もともと説明員が限定されておりますので、これは少ない人数で出席されると。

2番につきましては、時間的にも短時間、会期も1日ですので、短時間のため、これは実施しないこと。

3、4、5につきましては、臨時会においても適用したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【中川委員長】 ただいまの事務局の説明について、委員の皆さんから何かありますか。

【開田副委員長】 傍聴者の方の体調がすぐれている、すぐれていないというのは、自分で分かるのは当然なんですけど、ピッとする体温計とか置いておかれたらいいがじゃないがけ。

【藤名局長】 ピッとする体温計は持っておりませんので、来られた傍聴者の方には口頭で確認をしたいというふうに思います。検温までは、ちょっと傍聴者の方には言えませんので。

【開田副委員長】 健康センターでちょっと借りてこられたらどうですか。

【藤名局長】 確認して、もし健康センターにあれば借りてそういうようにします。

【開田副委員長】 と思います。来る人も責任を持って来られますけども、安全に安心して入ってもらうために、お願いいたします。

【中川委員長】 ほかにないですか。

【青山委員】 もちろん傍聴者も、そうするとマスクの着用を義務づけるということなので、つけていない場合は入れないということでもいいんでしょうか。

【藤名局長】 説明して、ご遠慮いただくこともあるかと思いますが。その場で持っておられればつけていただくということになるかと思いますが。

【青山委員】 そうするとやっぱり、ポップの1つでかでかを書いておいたほうが、一回一回、この時期につけてこないことはないと思うんですけど、でも、たまに「わしゃ、かからんわ」という年配の方もたまにいらっしゃいますので、目に見えるような形でお願いします。

【中川委員長】 それでは、ほかにないですね。

(質疑する者なし)

【中川委員長】 じゃ、6月定例会における新型コロナウイルス感染症防止対策については、今ほど説明があったとおり、追加の要望もありましたが、当局にその旨を申し入れることといたします。

次に、事務局のほうから何かほかにありましたら。

【藤名局長】 北信越市議会議長会の定期総会が、本年は書面評決という形で実施されましたが、その総会において、高橋議員が在職30年以上の特別表彰を受賞されました。慣例により、5月8日の定例議員協議会で表彰状の伝達を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【中川委員長】 ほかにないですね。

それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会とします。

皆様には本当に新型コロナウイルスには十分注意していただいて、元気に活動していただきたいなというふうに思っております。

午前10時31分閉会